

入札書の無効について

一般競争入札の公告・指名競争入札の指名通知書に特段の定めがある場合を除き、入札における、次の各号のいずれかに該当する場合の入札書は無効とします。

- (1) 法令及び規程・規則に違反したとき。
- (2) 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- (3) 入札書に記名押印のないとき。
- (4) 同一人が 同一入札に対し、2 通以上の入札をしたとき。
- (5) 入札価格及び氏名**その他入札に関する要件を確認しがたいとき。**(金額を訂正した入札書(訂正印が押されているものを除く)等)
- (6) 他の入札者の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
- (7) 公告及び指名通知書に定める提出先・日時・方法等を遵守しない入札書
- (8) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格を超える金額で入札したとき
- (9) 入札執行前に予定価格を公表した場合において、当該予定価格の100分の10以下の金額で入札したとき。
- (10) 前各号のほか、局が定める入札条件に違反する入札書。